

・ジョブガイド いしかり：



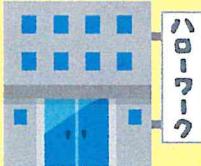
石狩市公認キャラクター
さけ太郎



石狩市公認キャラクター
さけ子

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会では、
季節労働者の方の通年雇用化を支援することを目的に
国の委託を受け、石狩市ふるさとハローワークにおいて
就職促進事業（就労相談窓口）を行っています。

ジョブガイド いしかりは



石狩市ふるさとハローワークの愛称で石狩市と札幌北
公共職業安定所（ハローワーク札幌北）が共同で設置
している職業紹介サービス施設です。

場 所

石狩市役所2階
石狩市花川6条1丁目30-2

TEL 0133-75-8609

月曜日～金曜日 9：30～17：00まで
(土・日・祝日及び年末年始 休業)

ジョブガイドいしかりで できる!! こと



- ◎仕事（職業）の相談や紹介
- ◎石狩市内及び近郊の求人情報の提供
- ◎紹介状の発行
- ◎ハローワーク日刊求人情報の提供
- ◎ハローワークの求人情報の検索
(求人検索システム3台設置)

ジョブガイドいしかりで できない… こと



- ✗雇用保険の手続き（事業主・労働者）
- ✗求人募集（事業主）
- ✗職業訓練等の問い合わせ・申し込み

上記については、ハローワーク札幌北へ
お問い合わせください。（浜益区はハローワーク滝川へ）

ハローワーク札幌北 TEL 011-743-8609

ハローワーク滝川 TEL 0125-22-3416

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会では以下の事業も実施しています

就業アドバイザーによる 就労相談窓口

受付
内容

- 就業にかかる諸相談
- 履歴書・職務経歴書の書き方
- 面接応対のアドバイス



ジョブガイドいしかり内

月・水・金曜日

(祝日及び年末年始を除く)

10:00~16:00

事前予約制

季節労働者資格取得支援事業

助成申込みの流れ

ご利用の際は、まず事前にご相談ください。

1 お問い合わせ 協議会で以下の確認をします。

- ①助成対象者(右の「支援対象者」に該当する方)
- ②受講を希望する教育訓練の内容

2 お申し込み 以下のものをご持参ください。

- ①教育訓練に要する受講料・日程などのわかるる資料
- ②対象者であることがわかるいづれかの証明書
 - ・雇用保険被保険者証
 - ・雇用保険特例受給資格者証
- ③印鑑

3 受講・受験

資格取得検定試験に「**合格**」した場合のみ助成されます。

4 助成金交付申請 以下のものをご持参ください。

- ①資格取得・合格の証明書
- ②印鑑
- ③受講にかかった費用の領収証
- ④本人名義の通帳

※必ず3月17日までに助成金交付申請手続きをしてください。

5 指定口座に助成金振込

注 意

※教育訓練機関や受講内容によって、助成対象にならないことがあります。
※ハローワークの短期訓練受講費を支給されている方は、助成対象となりません。
※交通費、試験の受講料については、助成対象に含まれません。
※予算に到達しだい終了します。

対象経費の**30%**
最大10万円までを
助成します

支援対象者

石狩市に住民登録のある方でいづれかの
要件にあてはまる方

本年度の短期雇用特例被保険者 として雇用されている方

必要なもの 雇用保険被保険者証

離職者で直前に 前・本年度の短期雇用特例保険者 であった方

必要なもの

- ・雇用保険特例受給資格者証
もしくは、
・雇用保険被保険者 離職票(1・2)
上記どちらか必要です。

離職者で直前の雇用保険が 一般被保険者等(高年齢被保険者を含む)であったが、 その離職に係る雇用保険の受給資格がない方で、 かつ、前々職が 前・本年度の短期雇用特例被保険者 であった方

必要なもの

- 前々職の離職に係る確認書類
・雇用保険特例受給資格者証
直前の離職に係る確認書類
・雇用保険被保険者 離職票(1・2)
上記両方必要です。

お問合せ

厚生労働省委託事業実施協議会

石狩市季節労働者通年雇用促進協議会

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

石狩市役所 企画経済部 商工労働観光課内

TEL 0133-72-3166 · FAX 0133-72-3540

詳しくは

石狩市 季節労働

検索